

令和8年度 資源とごみの収集カレンダー広告掲載募集要項

郡山市が発行予定の「令和8年度 資源とごみの収集カレンダー」（以下「カレンダー」という。）に掲載する広告について、以下のとおり募集します。

第1 広告媒体

- 1 名 称 「令和8年度 資源とごみの収集カレンダー」
- 2 規 格 A2判 1ページ 両面 4色フルカラー
- 3 発行部数 170,000 枚
- 4 掲載期間 令和8年2月（予定）～ 令和9年3月31日
- 5 配布対象 市内全世帯（各町内会、市役所（本庁舎、西庁舎）及び各行政センター等を通じて配布）

第2 掲載広告

1 広告掲載場所

「令和8年度 資源とごみの収集カレンダー」最下部

※ カレンダー及び広告掲載位置のイメージは、【別図】を参照ください。

※ 掲載位置は、抽選により決定します。

2 広告規格

(1) 大きさ

掲載枠数（単位：枠）	サイズ（縦×横、単位：mm）
1	40×62

(2) 色

4色刷り（フルカラー）

3 募集枠数

(1) 10 枠（片面あたり5 枠）

(2) 片面当たり1 枠まで申込み可とし、両面合わせて2 枠まで申込み可とします。

4 広告掲載料

1 枠あたり 80,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

第3 掲載広告に関する条件

- 1 掲載する広告は、郡山市広告事業実施要綱（平成27年4月1日制定。以下「広告要綱」という。）及び郡山市広告掲載基準（平成27年4月1日制定。以下「広告基準」という。）を遵守してください。本市においてこれらの規定に反する表示又は表現があると判断した場合は、その内容の一部を変更していただく場合があります。

また、広告要綱第17条第1項各号のいずれかに該当する場合は、掲載内容の決定通知後であっても広告掲載を中止します。

なお、広告掲載を中止した場合でも、既に納付された広告掲載料は返還いたしません。

- 2 広告枠は、0.1 mm程度の枠線で囲んでください。

- 3 郡山市ウェブサイトに掲載するカレンダーには、広告を掲載いたしません。
- 4 広告主は、広告内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとします。
- 5 広告原稿の作成に係る費用及び作業等については、広告主の負担とします。
- 6 広告主は、広告主の責めに帰する事由により、本要項に定める義務を履行しなかった場合又は義務の履行に瑕疵があり本市や第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとします。
- 7 本市及び広告主は、互いに掲載事業の実施に関して知り得た相手方の秘密を第三者に開示、提供又は漏えいしてはならないこととします。ただし、法令、裁判所又は政府機関による開示の要求がある場合はこの限りではありません。

第4 応募資格

- 1 広告基準第3条各号のいずれにも該当しない者。
- 2 参加申込時において、郡山市競争入札に係る有資格業者指名停止等措置要綱（令和7年3月28日制定）に基づく指名停止期間中の者（申込日までに指名停止基準に該当することとなった者を含む。）でないこと。
- 3 役員等が郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員又は第8条に規定する社会的非難関係者と認められる者でないこと。

第5 スケジュール

1 質問書提出期間	公告の日から令和7年10月9日（木）午後4時まで
2 質問回答期限	令和7年10月14日（火）
3 申込書等の提出期間	令和7年10月16日（木）午前9時から 令和7年10月29日（水）午後4時まで
4 参加資格確認結果通知	令和7年10月31日（金）（予定）
5 抽選の実施	令和7年11月7日（金）午前10時（予定）
6 掲載内容決定通知	令和7年11月13日（木）（予定）
7 掲載料の納付期限	令和7年11月28日（金）まで（予定）

第6 質問の受付及び回答

- 1 提出期限 令和7年10月9日（木） 午後4時（必着）
- 2 提出方法 質問書（第1号様式）により、電子メールにて5R推進課に提出。なお、到達確認のため電話で連絡を行うこと。
- 3 回答日 令和7年10月14日（火）
- 4 回答方法 郡山市ウェブサイトにて公表します。

第7 広告掲載申込書等の作成及び提出

- 1 提出書類
 - (1) 広告掲載申込書兼誓約書（第2号様式）

(2) 履歴事項全部証明書の写し、若しくは身分証明書の写し

申込日において、発行日から3か月以内で、最新の登録事項を確認できるもの。

※ 法人の場合は、法務局で発行された履歴事項全部証明書の写し

※ 個人の場合は、各市区町村役場で発行された身分証明書の写し

(3) 納税情報確認同意書（第3号様式）

申込者が郡山市に本店、支店又は営業所を有する法人又は郡山市に住所を有する個人は提出してください。

(4) 納税証明書（各市区町村様式）の写し

申込者が郡山市に本店、支店又は営業所を有しない法人又は郡山市に住所を有しない個人は、法人又は個人が所在又は住所を有する市区町村で、申込日において、発行日から3か月以内に発行された月のア～カの税目に係る直近2年分の納税証明書の写しを提出してください。

ア 法人市区町村民税又は個人市区町村民税

イ 固定資産税及び都市計画税

ウ 軽自動車税（納税義務のあるものに限る。）

エ 事業所税（納税義務のあるものに限る。）

オ 入湯税（納税義務のあるものに限る。）

カ 国民健康保険税（納税義務のあるものに限る。）

(5) 委任状（第4号様式）

※ 支店、営業所等で申請を行う場合のみ、提出が必要です。

(6) 広告案（電子データに限る。）

次のいずれかのファイルにより作成してください。

ア Word 又は Excel ファイル

イ Adobe Illustrator（バージョンはSC5まで）のAIファイル又はEPSファイル

※持参の場合は、データを格納したCD-Rにて提出ください。

※フォントは全てアウトライン化すること。

(7) 広告に資格、許認可等を表示する場合は、これを証明する書類の写し

2 提出期間 令和7年10月16日（木）午前9時から令和7年10月29日（水）午後4時まで

3 提出方法 持参又は郡山市オンライン申請サービスによる。

4 提出先

(1) 持参の場合

福島県郡山市朝日一丁目23番7号（西庁舎4階） 郡山市環境部5R推進課5R推進係

電話番号：024-924-2181 E-mail : 5r-5r@city.koriyama.lg.jp

※ 持参の場合は、郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）を除く午前9時から午後4時までの受付とします。

(2) オンラインの場合

郡山市オンライン申請サービス

<https://lgpos.task-asp.net/cu/072036/ea/residents/procedures/apply/04780bbf-e8c0-4cdf-bd81-7af6645fc789/start>

第8 決定方法

1 資格審査

「第3 掲載広告に関する条件」及び「第4 応募資格」の事項を全て満たす者が審査します。参加資格確認結果については、令和7年10月31日（金）までに書面を発送することにより通知します。

2 掲載可否の決定方法

「1 資格審査」において掲載基準を満たしている者が広告枠数を超過した場合には、広告主をくじ引きにより決定します。くじ引きは1面、2面それぞれに実施します。

資格審査の結果、資格「有」となった申込者に対して、抽選実施の日時、場所等を通知しますので、該当の日時、場所へ参集ください。

当該申込者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該事務に関係のない職員にくじを引かせることとします。

3 広告掲載位置の決定方法

広告の掲載位置についても、くじ引きにより決定します。こちらは、掲載基準を満たしている者が広告枠数を超過したか否かに関わらず実施します。実施方法は、「2 掲載可否の決定方法」と同様です。

なお、参加資格を有する者が広告枠数を超過した場合は、「2 掲載可否の決定方法」に記載のあるくじ引きを実施した後に広告掲載位置を決定するくじ引きを行います。

第9 掲載内容に係る決定通知書

「第8 決定方法」にて決定した広告掲載に係る内容については、令和7年11月13日（木）に書面を発送することにより通知します。

第10 掲載料の納付

「第9 掲載内容に係る決定通知書」に同封する納入通知書にて、令和7年11月28日（金）までに郡山市収納代理金融機関において納付してください。

なお、上記期日までに納付されなかった場合、広告掲載は出来ません。

第11 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 申込に要する費用は、申込者の負担とします。
- (3) 申込期間後の提出書類の受付は出来ません。
- (4) 提出書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (5) 提出書類は返却しません。
- (6) 提出書類の著作権は、申込者に帰属します。
- (7) 必要に応じ、追加資料の提出を依頼する場合があります。
- (8) 申込書を提出後に辞退する場合、申込辞退届（任意様式）を提出してください。
- (9) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、申込みを無効とします。
- (10) 提出書類は、審査の用途以外に申込者へ無断で使用することはありません。

- (11) カレンダー広告掲載の申込みに当たっては、関係する法令等の規定を遵守してください。
- (12) その他不明な点については、郡山市環境部5R推進課（電話 024-924-2181）まで問い合わせること。